(郵便省認可)　(本號六面)　明治二十二年十一月九日　(定價金二錢)

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千四百六十八號
明治廿二年十一月九日　土曜日
舊曆巳丑十月十七日　(巳、丑)
月出午後六時十二分　月入午後四時三十八分
月山午後五時十七分　月入午前七時十五分
潮午前十時零八分　潮午後六時二十五分
(西暦一千八百八十九年)

時事新報定價
時事新報は一年三百六十五日一日も休刊セズ其代價送料廣告料は左ノ如シ
一枚二錢〇一箇年前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送達スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日は限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

藩閥政府

世人は今の政府を稱して藩閥政府と云ふ我輩も亦之を然るを信ずるものなり蓋し維新の初めに當り薩長土肥の四藩人は首として王事に勤め功勞少なからざるを以て爾來政府の要路に當るものは多くは四藩出身の人にして其勢力自ら他に異なる所あるより隨て藩閥の名稱を生じたる事あれども其後時勢の變遷と共ふ土肥の兩藩は政府部内ふ於て次第に權を失ひ薩長出身の人々が專ら重要の地位を占めたるより彼の藩閥の名稱も亦ろの專有する所となるに至りぬ扨薩長の人々が藩閥の名を專有し今日に至るまでも依然として政府部内に勢力を振ふ所以のものは如何なる理由ありやと考ふるふ此兩藩人が維新の事ふ與りて殊に出色の功ありしより隨て政府重要の地位ふ立つもの〻多きが爲めある可きも我輩の所見を以てすれば兩藩人の性質に互ふ相投合する所のものあるよりして其間に一種の結合力を生じ以て今日の勢力を現出したるもの〻如し抑も人間の性質中に貴ぶ可きは氣力と才智の二にして事の成効に其一を欠く可らざるは蓋り一個人に於けるのみならず社會一般の事に於ても亦然らざるはなし蓋し薩人の性質は氣象を以て勝つの流にして剛毅卒直、氣力の點に於ては申分なしと雖も細に事理を分析し事を文飾するが如きは其短所にして一曾以て之を評すれば武に長じて文に不足するものと云はざるを得ず然るふ長人の性質は之に反し寧ろ文事に長じて自ら才子の風采に乏しからず然り而して政府の局に當りて天下の事を料理するには氣力才智ともに必要あるふと勿論にして維新革創の時に當り親ら兵馬の間に奔走し軍國の事を斷ずる迄申す迄もなく今の文明多事の世に處し内に向て政權を張り外に對して國權を振ひ以て大ふ政府の基礎を固めんとするには當局者に異常非凡の氣力を要するふと勿論なれども文明の政治は至て複雜あるものにして一片の熱神のみにては未ざ以て足りと爲す可らず社會の人智進歩すれば法律規則を重んずる中に時として貳心の流義を用ふるふとあるも之れを缺ふに文を以てせざるを得ず即ち政治上に文才の必要ある所以なり蓋しで薩長出身の人々は既ふ其創業を共にし又その守成を業ふし二十年來互に固有の性質を交換利用して以て今日の地位を作り出したるものなれば恰も混然一體の形を成して容易に分離す可らず若しも化學流に之を形容すれば其成分は薩長の二元素にして性質は文武兩性なる藩閥と名くる一大抱合物を化生したるものと云ふも可あり或は又薩長の間柄は之を夫妻の關係にも喩ふ可し世間にては今の政府の不折合を目して之れを薩長の軋轢と稱し又は雙方の權力に優劣あるが如くに唱ふるものあきふあらざれども事情に通せざるの說なりと云はざるを得ず元來男女の性質ふは内外剛柔の相異あるが故に外より之を見るときは妻は常に夫ふ屈するが如く思はるれども一家内の始末に至りては婦人の權力の外ふ大にして決して男子の下に在る可らず性質の剛柔を見て以て權力の優劣を判するは未ざ皮相の見解たるを免れざるものなり又軋轢云々の缺に至りても例へば夫妻の間の風波に過ぎずして時々の風波は却て交情親密の兆として見る可きのみ左れば内閣不調和の沙汰は屢ば〻我輩の聞知する所にして時としては之が爲めに一局部の更迭を見るふとなきにあらずと雖も曾て兩元素の間に大破裂を致し雙方相分離して云々したるの例としてはなく其度ごとに却てます〻關係を密ふしたるの觀なきにあらず即ち夫妻間の時々の風波は適ま〻以て其情を密にするの實を見る可きのみ

（以下次號）

官報

議會並議員保護ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿二年十一月七日

内閣總理大臣公爵三條實美
司法大臣伯爵山田顯義

法律第二十八號

第一條　法律ヲ以テ組織シタル議會ニ對シ公然誹毀侮辱シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス但議會ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス〇第二條　前條議會ノ議員ニ對シ其公務上ノ言論行爲ニ付公然誹毀侮辱シタル者又ハ議員ニ暴行ヲ加ヘタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス〇第三條　議員其公務ヲ行フニ當リ暴行脅迫ヲ以テ其言論行爲ヲ妨害シタル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス〇第四條　議員ノ職ヲ辭セシムルノ目的又ハ其公務上ノ言論行爲ヲ妨害セントスル目的ヲ以テ議員ヲ脅迫又ハ恐喝シタル者ハ十一日以上二月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス但被害者ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス〇第五條　第二條第三條ノ罪ヲ犯シ因テ議員ヲ毀傷シタル者ハ刑法毀打創傷ノ各本條ニ照シ一等ヲ加ヘ重キニ從テ處斷ス

〇司法省告示第十六號

明治廿二年本省告示第十號中大坂始審裁判所管内中ノ鳴海安藝判所炎木出張所裁判ハ當分不開廷ノ處明治廿二年十二月ヨリ開廷ス

明治廿二年十一月八日　司法大臣伯爵山田顯義

雜報

〇柿木稻荷と題して去る六日の本欄に掲げたる項中柿木稻荷は田町稻荷、神宮歌管長田中大歌正は田中神宮歌管長の誤に付是正す

〇米國コロヂル大學及新聞學校　米國のコロヂル大學は今を去る二十年前紐育の知事たりしコロヂル氏の設立せしものに心て氏は同大學を設くるに當り伊人の希望にも叶へる諸般の學科を備へたる一大學校を造るべしとの目的を以て設立せしもの〻由にて同校の最も得意とする所ふして世間にても其長所として許すは農學及機械學にして電氣學の如きは米國中他に比類あしと云ふ然るに法學の一科は四五年前迄備らざりしが四年程前に此一科も加はりし由元來米國の法學教授の方法は或は理論を教ふるに偏し或は實地の演習に併し兎角完全ならざるの嫌なきにあらず然るに同大學は今度始めて法學の一科を加へしふとなれば入學試驗の嚴重なるは勿論其他教授の方法に至る迄頗る完備し今は米國屈指の大學とあり或米國の博士は其法學教授法を見口を極めて賛稱せしと云ふ尙同校にて一體、類あき學科は新聞學校にして抑も此學校を設くるふ當り新聞の仕事は大學の一學科として設くべきものありや否と云ふ事ふ付ては一時學者社會の問題となり或は新聞は學問のみふあらずして重に經驗に依るものなれば學科とするに足らずなど隨分矢釜敷議論もありし由なれども同大學の教授文學博士ブレナード　スミス氏は曾て紐育ウォールド新聞の記者たりしかば新聞の事業には頗る經驗多き人と云ひ米國ふては新聞の數多ければ之れに從事せんと欲して其方を得ざるも多ければ旁々世論の如何に關らず遂に別科として新聞なる一學科を設け二年間にて卒業するふとしあせしに生徒の申込頗る多くブレナード　スミス氏は最初文章の書き方議論の立て方時好に投ずるの工風其他新聞ふ關係ある文學上の講義編輯の事務印刷の方法等を教へ扨て略ぼ此等の事を授けたる所にて新聞に最も必要なるは外に出で〻貴女紳士の間ふ伍し談笑の裏ふ探々世間の模樣を聞くの一事なればスミス氏は一日生徒を堂下に招きて今より諸氏は新聞探報として面白き話を余が許ふ持ち來るべし付ては先づ易きより始むべし此頃各大學ふ於て體育ふ關し樣々の說あれば各教授の意見を聞き來るべしと命せり抑も斯くスミス氏の言ひ付けしは米國學生は體育に付て非常に凝るの癖あり各大學の間ふ競技するより段々巧拙を爭ふふとにて今は競爭の極點に達しエール大學にては盛命を出して他の學校と競技するふとを禁せし程なれば教授間には其取締に付き樣々の說ありて未だに定まらざりし折ゆゑ扨ふそ右に付探報せしめしなりとの事あるが最初の程は教授等も學生の訪ひ來りに己の意見を陳るなど最と面白きふとふ思ひ度々面會せしも漸く時を經るに從ひ話の問題も漸く盡り已れの知らざる事迄も尋ね日々訪問するより教授も今は其探報の稽古ふ來るなりとの事を知り漸く疎外し必要の外は面會せざるふとしあし兎や角云ひて面會を謝絕するふ至りしかば生徒は扨が手練の見せ處と思ひ向ふにて用事ありと云へば暫らくお待ち申すべしと云ひ病氣なりと云へば一寸御見舞申すべしとて入込み殊ふ米國人の淡泊なる習慣として遠には向ふて口實を設くれば更らふ上手の口實を設け意々出でし意々奇略を運らすに至りしあど遲々歩を進ひるの觀樣あり先頃米國新聞記者の集會を經育ふ於て開きし時スミス氏は新聞學校の結果ふ付き演說せしふ前の世論の囂々たりしは何處へか行きし如く何れも拍手して新聞學校萬歲と叫びし程にて此頃は生徒も遲々增加し頗る盛運ありと近頃米國ふり歸りし人の話なり

〇京都の近事　執行の爲め四條上ふ於竹に き午後ふは大不抵當品　浮行より九萬餘　雜物器物を索政部内の監督依り目錄書綴住職日野鑑瑞

第一　佛
第二　除
第三　寶
第四　特
第五　法
第六　別

右の六項内に指令ありしとの本山たる本の處置振先例志會を開きた を尋問し要領んと意氣込み

〇汽罐車の廻内第百二十八試運轉の上錄るよしなり

〇共立女子職去る七月卒業且つ同九時ふを來人の縱覽

米國の紳士の服裝は子は高く上着紳服を着せず會服を着せず大に人を驚引はバッチリ省驚き怪んで途上の人は途塘等は目ひき し塗顏霜殺の らふ白股引と 髮を結び時計を著けず の此單純にして ふ例外なし之に 整し殆んど緣 には紐育邊 なきにあらず 衣服と思はざ 讀社會は慨し なくいやみメ の貴婦人は皇 ら其髮を裝ふ 致に富めども んで人の目ふ れと云はぬ計